

物価高騰対策特設HP FAQ

1 事業全体について

No.	質問	回答
1	事業の目的は何ですか。	県内に所在する高齢者福祉施設(訪問系事業所)に対し、給付金を交付することにより、燃料費の高騰による高齢者福祉施設の経営への影響を緩和し、もって当該施設を利用する高齢者等の生活環境を維持することを目的とします。
2	給付金額は、なぜ20,000円なのか。	燃料費単価の上昇分、訪問介護の1日当たりの平均移動距離等を基に算定しました。
3	給付金は用途の決まりはありますか。受給後に別途、県に用途の報告をする必要はありますか。	給付金の用途の決まりはありません。また、受給後の実績報告等も必要ありません。
4	給付金の交付を受けた場合、利用者負担を増やしてはいけませんか。	禁止するものではありませんが、本事業の趣旨をご理解の上、ご対応願います。
5	燃料費高騰分は既に利用者に負担してもらっていますが、交付を申請してよろしいですか。	禁止するものではありませんが、本事業の趣旨をご理解の上、ご対応願います。
6	この支援事業は、継続しますか(第4弾等がありますか。)	現時点では、予定していません。

2 対象施設関係

No.	質問	回答
1	千葉県(政令市)に所在する施設ですが、対象になりますか。また、船橋市や柏市(いずれも中核市)はどうですか。	本事業は、政令市・中核市に所在する高齢者福祉施設も給付金の交付対象となっています。
2	県内A市に所在する地域密着型介護老人福祉施設ですが、対象になりますか。	県内に所在する施設は、地域密着型も含めて、給付金の交付対象となっています。
3	市町村が総合事業として行う訪問介護相当サービスは、今回の支援事業の対象ですか。	総合事業として行う訪問介護相当サービスは、今回の支援事業の対象とはなっていません。
4	高齢者施設と障害者施設の両方を運営している場合、両方とも申請できますか。	障害者施設など高齢者福祉施設以外の施設については、事業が異なるので、それぞれ、所管する県の担当課又は事務局までお問い合わせ願います。
5	運営法人は県内に所在しますが、県外に所在する高齢者福祉施設についても給付対象となりますか。	千葉県内に所在する高齢者福祉施設を給付の対象としていますので、県外に所在する施設は対象となりません。なお、運営法人が県外に所在している場合は、施設が県内に所在していれば給付の対象となります。
6	令和6年3月1日時点で休止している場合を対象外としているのはなぜですか。	制度上、いずれかの基準日を定めることが必要ですが、事業実施の決定時期との関係で基準日を令和6年3月1日としました。

No.	質問	回答
7	令和6年3月1日時点では休止していましたが、4月に再開しています。給付の対象となりますか。	基準日(令和6年3月1日)において休止しているため、対象となりません。申請日時点で再開していたとしても対象となりません。
8	事業所を開設していない状況や、休止している状況の判断方法はありますか。	県で把握している介護保険事業所の指定状況などを基に判断しています。

3 申請関係

No.	質問	回答
1	申請開始はいつからですか。	令和6年4月24日から受け付けます。
2	交付の申請は事業所・施設ごとになりますか。	法人が施設ごとに申請することとなります。複数運営している法人については、まとめて申請をお願いします。
3	法人でいくつかの施設の指定を受けています。まとめて申請することができますか。	複数運営している法人については、まとめて申請をお願いします。
4	同一の介護事業所番号で複数回申請できますか。	1施設当たり、申請は1回となります。
5	同一の施設が、本支援金と、市町村が実施する物価高騰対策の支援金の両方を受けることはできますか	県の支援事業は、市町村の支援事業を理由に受け取れないということはありませんが、市町村の支援事業については、それぞれ条件がありますので、市町村にご確認願います。
6	燃料費を支払った証拠書類を提出する必要はありますか。	必要ありません。また、本件給付金の手続において、特に証拠書類を保存しておく必要もありません。
7	実績報告書を提出する必要はありますか。	必要ありません。
8	役員等名簿は、法人で持っている既存の名簿を提出していいですか。	役員等名簿は様式が決まっているので、特設ホームページで様式をダウンロードし、記入の上、ご提出願います。
9	施設名義の口座を振込先口座としてよろしいですか。	振込先口座は、原則として、法人名義の口座をお願いします。
10	給付金の受取を関連会社や個人、第三者等に委託し、その者を名義とする口座を振込先口座としていいですか。	本件給付金の振込先口座の名義は、申請者名である必要があります。関連会社や個人、第三者等を名義とする口座を振込先口座とすることは原則としてできません(どうしてもその口座を希望する場合は、「法人がその口座を指定する委任状」の添付が必要になります。)
11	郵送で申請できますか。	郵送による申請も可能ですが、給付を円滑に行うため、できるだけWEB申請をご利用ください。
12	郵送で申請する場合は、書留郵便で提出する必要がありますか。	郵送で申請するに当たり、書留郵便は必須というわけではありませんが、配達記録等が残る郵便を利用される方が望ましいと思われます。

No.	質問	回答
13	電子メールやFAXで申請できますか。	できません。
14	申請後の流れは、どのようになりますか。	事務局で申請を受付後、審査を行います。内容に不備がない場合は、交付決定通知を郵送後、給付金を指定の振込先口座に振り込みます。なお、添付書類の不足や記載漏れなど、申請に不備がある場合は補正をお願いする場合がありますのでご承知願います。
15	交付決定の方法、振込時期はいつ頃ですか。	申請受付後、申請内容の審査の結果、適正と認められた場合は交付決定を行い、交付決定額を運営法人に通知するとともに、指定口座に給付金を振り込みます。給付金の振込時期は、申請から1か月程度を予定していますが、申請が集中した場合は大幅に時間がかかることがありますので、ご容赦願います。
16	WEB申請した場合、申請書の控えはどのようにして残したらよいですか。	申請の受付メール、誓約書の原本及び役員等一覧については、概ね1年程度、保管をお願いします。
17	申請した内容を修正したいのですが、どのようにしたらよいですか。	申請フォームにログイン後、入力し直し、再度「入力内容を送信」をクリックしてください。
18	WEBから申請書類をダウンロードする環境にない場合、対応方法はありますか。	事務局から、申請書類等を郵送します。
19	市町村立の施設の場合、第2号様式「誓約書」と第3号様式「役員等一覧」はどのようにしたらよいですか。	第2号様式「誓約書」については、記名・押印の上、添付をお願いします。第3号様式「役員等一覧」については、役員の氏名の欄等に、「市町村立のため役員はいません。」等と記載し、添付をお願いします。
20	独立行政法人の施設、第2号様式「誓約書」と第3号様式「役員等一覧」はどのようにしたらよいですか。	第2号様式「誓約書」については、記名・押印の上、添付をお願いします。第3号様式「役員等一覧」については、役員の氏名の欄等に、「独立行政法人のため役員はいません。」等と記載し、添付をお願いします。
21	通帳一式を銀行に預けてあり、カードもない場合、口座確認資料は何を添付すればよいですか。	申請書の振込先口座の内容を確認できるもの(金融機関発行の証明書、振込先口座の記載している納付書や請求書のフォーマット等)の添付をお願いします。ただし、実際の請求書などで取引相手の情報(個人情報、企業情報等)が記載されているものは不可です。